

令和6年7月4日(木曜日) 第523号

発 宮 峼 行

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 64,800円

次 目

	○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)(農村整備課)10
頁	○土地改良区連合の役員の就退任の届出(″)12
告 示	○土地改良区連合の定款変更の認可(″) 12
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償	○県営土地改良事業計画の策定(″)12
等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の	○まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6
3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部	管理年度における知事管理漁獲可能量(漁業管理課)12
を改正する告示(4件)(人事課)1	○公共測量の終了の通知(2件)・・・・・・・(管理課)13
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償	教育長訓令
等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事	○教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改
が定める金額の一部を改正する告示(4件)(〃)4	正する訓令13
○県税の期限の延長の期日の指定(税務課)8	教育委員会公告
○道路の区域の変更(4件)(道路保全課)8	○宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び
○道路の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宮崎県総合運動公園有料公園施設の指定管理者
○道路の占用を制限する区域の指定(″)9	の指定の申請の手続の公表13
○歩行者利便増進道路の指定(″)9	○宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投て
○歳入の収納の事務の委託・・・・・・・・・・(会計課) 9	き練習場の指定管理者の指定の申請の手続の公
公 告	表14
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市	公安委員会公告
町村の意見(2件)(商工政策課)10	○警備員指導教育責任者講習の実施について15

鲁

宮崎県告示第 360号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする。

- 1 320	, - 0	
年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,981円</u>	13,342円
20歳以上25歳未満	<u>5,543円</u>	13,342円
25歳以上30歳未満	<u>6,051円</u>	14, 157円
30歳以上35歳未満	<u>6,475円</u>	17,104円
35歳以上40歳未満	<u>6,783円</u>	19,320円
40歳以上45歳未満	<u>7,031円</u>	21, 235円
45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	[略]
50歳以上55歳未満	<u>6,995円</u>	[略]
55歳以上60歳未満	<u>6,543円</u>	[略]

改正後

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする

の同众の石喇に拘りる領と	900	
年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	<u>6,164円</u>	14,322円
30歳以上35歳未満	<u>6,577円</u>	17, 163円
35歳以上40歳未満	<u>6,854円</u>	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	<u>7,208円</u>	[略]
50歳以上55歳未満	7,090円	[略]
55歳以上60歳未満	6, 583円	[略]

令和 6 年 7 月 4 日(木曜日) 第 523 号

宮崎県公報

60歳以上65歳未満	<u>5,315円</u>	20,511円
65歳以上70歳未満	[略]	14,980円
70歳以上	[略]	13,342円

60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	[略]	15, 258円
70歳以上	[略]	13,384円

附則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2 第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 361号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第
5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限
度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左
欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額
及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
[略]		
35歳以上40歳未満	[略]	19,407円
[略]		
60歳以上65歳未満	<u>5,420円</u>	20,870円
65歳以上70歳未満	[略]	15, 258円
[略]		

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする。

改正後

年齢階層	最低限度額	最高限度額
[略]		
35歳以上40歳未満	[略]	19,689円
[略]		
60歳以上65歳未満	<u>5,473円</u>	21,022円
65歳以上70歳未満	[略]	16,117円
[略]		

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2 第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 362号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後	
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	
5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限	5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限	
度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左	度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左	

欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額|欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,081円</u>	[略]
20歳以上25歳未満	<u>5,589円</u>	[略]
25歳以上30歳未満	<u>6,164円</u>	14,322円
[略]		
40歳以上45歳未満	<u>7,070円</u>	[略]
45歳以上50歳未満	<u>7,208円</u>	[略]
50歳以上55歳未満	<u>7,090円</u>	[略]
55歳以上60歳未満	<u>6,583円</u>	[略]
60歳以上65歳未満	<u>5,473円</u>	21,022円
65歳以上70歳未満	<u>3,970円</u>	[略]
70歳以上	<u>3,970円</u>	[略]

及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	[略]
20歳以上25歳未満	5,691円	[略]
25歳以上30歳未満	<u>6,194円</u>	14,410円
[略]		
40歳以上45歳未満	<u>7,139円</u>	[略]
45歳以上50歳未満	<u>7,212円</u>	[略]
50歳以上55歳未満	<u>7,109円</u>	[略]
55歳以上60歳未満	<u>6,698円</u>	[略]
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	[略]
70歳以上	3,980円	[略]

附則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2 第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用す

(経過措置)

2 改正後の告示の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休 業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業 補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 363号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第
5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限
度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左
欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額
及び同表の右欄に掲げる額とする。

改正前

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,577円	17, 163円
35歳以上40歳未満	<u>6,854円</u>	19,689円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,212円	23, 266円
50歳以上55歳未満	7,109円	25,503円
55歳以上60歳未満	<u>6,698円</u>	25,515円
60歳以上65歳未満	5,651円	21, 245円
65歳以上70歳未満	3,980円	16,117円
70歳以上	3,980円	13,384円

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする。

改正後

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5, 263円	13,442円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	<u>6,380円</u>	14,842円
30歳以上35歳未満	<u>6,712円</u>	17,619円
35歳以上40歳未満	<u>7,078円</u>	20,649円
40歳以上45歳未満	<u>7,268円</u>	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	<u>6,975円</u>	25, 385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

附則

(施行期日等)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2

第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の最低限度額並びに20歳未満の項、 20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、60歳以上65歳 未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (経過措置)

2 改正後の告示の表の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以 上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、令和6年4月1日以後の期間 に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間 に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による

宮崎県告示第 364号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125 号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状	介護を受けた日の区分	金額
態の区分		
常時介護を要す	1 [略]	その月における介
る状態		護に要する費用と
		して支出された費
		用の額(その額が
		<u>16万 6,950円</u> を超
		えるときは、 <u>16万</u>
		_6,950円)
	2 一の月に親族又は	月額 <u>7万 2,990円</u>
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ
	介護に要する費用を	ては、介護に要す
	支出して介護を受け	る費用として支出
	た日がある場合にあ	された額)
	っては、当該介護に	
	要する費用として支	
	出された額が <u>7万2</u>	
	<u>,990円</u> 以下であると	
	きに限る。)。	
随時介護を要す	1 [略]	その月における介
る状態		護に要する費用と
		して支出された費
		用の額(その額が
		8万 3,480円を超
		えるときは、 <u>8万</u>
		3,480円)
	[略]	

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

改正後

10区分CCCC41	それ回表の石懶に掲げる	並供こりる。
介護を要する状	介護を受けた日の区分	金額
態の区分		
常時介護を要す	1 [略]	その月における介
る状態		護に要する費用と
		して支出された費
		用の額(その額が
		<u>17万 1,650円</u> を超
		えるときは、 <u>17万</u>
		_1,650円)
	2 一の月に親族又は	月額 <u>7万3,090円</u>
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ
	介護に要する費用を	ては、介護に要す
	支出して介護を受け	る費用として支出
	た日がある場合にあ	された額)
	っては、当該介護に	
	要する費用として支	
	出された額が <u>7万 3</u>	
	<u>, 090円</u> 以下であると	
	きに限る。)。	
随時介護を要す	1 [略]	その月における介
る状態		護に要する費用と
		して支出された費
		用の額(その額が
		8万 5,780円を超
		えるときは、 <u>8万</u>
		5,780円)
	[略]	

附則

(施行期日等)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2

- の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、令和3年4月1日から適用する。 (経渦措置)
- 2 改正後の告示の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお 従前の例による。

宮崎県告示第 365号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125 号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた | る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状 介護を受けた日の区分 金額 態の区分 常時介護を要す 「略] 2 一の月に親族又は 月額7万 3,090円 る状態 これに準ずる者によ (新たに介護補償 る介護を受けた日が を支給すべき事由 あるとき(その月に)が生じた月にあっ 介護に要する費用をしては、介護に要す 支出して介護を受ける費用として支出 た日がある場合にあ された額) っては、当該介護に 要する費用として支 出された額が<u>7万 3</u> ,090円以下であると きに限る。)。 随時介護を要す [略] 2 一の月に親族又は 月額3万 6,500円 る状態 これに準ずる者によ (新たに介護補償 る介護を受けた日が を支給すべき事由 あるとき(その月に が生じた月にあっ 介護に要する費用をしては、介護に要す 支出して介護を受ける費用として支出 た日がある場合にあ された額) っては、当該介護に 要する費用として支 出された額が<u>3万6</u> <u>,500</u>円以下であると きに限る。)。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

改正後

の区分ことにそれ	の区分ごとにそれぞれ同表の石欄に掲げる金額とする。					
介護を要する状	介護を受けた日の区分	金額				
態の区分						
常時介護を要す	[略]					
る状態	2 一の月に親族又は	月額 <u>7万 5,290円</u>				
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償				
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由				
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ				
	介護に要する費用を	ては、介護に要す				
	支出して介護を受け	る費用として支出				
	た日がある場合にあ	された額)				
	っては、当該介護に					
	要する費用として支					
	出された額が <u>7万 5</u>					
	<u>, 290円</u> 以下であると					
	きに限る。)。					
随時介護を要す	[略]					
る状態	2 一の月に親族又は	月額 <u>3万 7,600円</u>				
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償				
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由				
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ				
	介護に要する費用を	ては、介護に要す				
	支出して介護を受け	る費用として支出				
	た日がある場合にあ	された額)				
	っては、当該介護に					
	要する費用として支					
	出された額が <u>3万 7</u>					
	<u>, 600</u> 円以下であると					
	きに限る。)。					

附則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2 の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

2 改正後の告示の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお 従前の例による。

宮崎県告示第 366号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125 号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

改正後

TOEM CONTRACT	だれ同表の右欄に掲げる	金額とする。				
介護を要する状	護を要する状 介護を受けた日の区分 金額					
態の区分						
常時介護を要す	1 [略]	その月における介				
る状態		護に要する費用と				
		して支出された費				
		用の額(その額が				
		<u>17万 1,650円</u> を超				
		えるときは、 <u>17万</u>				
		_1,650円)				
	2 一の月に親族又は	月額7万 5,290円				
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償				
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由				
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ				
	介護に要する費用を	ては、介護に要す				
	支出して介護を受け	る費用として支出				
	た日がある場合にあ	された額)				
	っては、当該介護に					
	要する費用として支					
	出された額が <u>7万5</u>					
	<u>, 290円</u> 以下であると					
	きに限る。)。					
随時介護を要す	1 [略]	その月における介				
る状態		護に要する費用と				
		して支出された費				
		用の額(その額が				
		8万 5,780円を超				
		えるときは、8万				
		5,780円)				
	2 一の月に親族又は	月額3万 7,600円				
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償				
	る介護を受けた日が					
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ				
	介護に要する費用を	ては、介護に要す				
	支出して介護を受け	る費用として支出				
	た日がある場合にあ	された額)				
	っては、当該介護に	2 10/2 08/				
	要する費用として支					
	安する資用として文 出された額が3万7					
	<u>,600円</u> 以下であると					
	きに限る。)。					

介護を要する状	介護を受けた日の区分	金額
態の区分		
常時介護を要す	1 [略]	その月における介
る状態		護に要する費用と
		して支出された費
		用の額(その額が
		<u>17万 2,550円</u> を超
		えるときは、 <u>17万</u>
		2,550円)
	2 一の月に親族又は	月額7万7,890円
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ
	介護に要する費用を	ては、介護に要す
	支出して介護を受け	る費用として支出
	た日がある場合にあ	された額)
	っては、当該介護に	
	要する費用として支	
	出された額が <u>7万7</u>	
	<u>,890円</u> 以下であると	
	きに限る。)。	
随時介護を要す	1 [略]	その月における介
る状態		護に要する費用と
		して支出された費
		用の額(その額が
		8万 6,280円を超
		えるときは、 <u>8万</u>
	2 一の月に親族又は	月額3万 8,900円
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ
	介護に要する費用を	ては、介護に要す
	支出して介護を受け	る費用として支出
	た日がある場合にあ	された額)
	っては、当該介護に	
	要する費用として支	
	出された額が <u>3万8</u>	
	<u>,900円</u> 以下であると	

附則

(施行期日等)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2

2 一の月に親族又は 月額4万600円(

これに準ずる者によ 新たに介護補償を

る介護を受けた日が 支給すべき事由が

あるとき(その月に 生じた月にあって

介護に要する費用をは、介護に要する

支出して介護を受け 費用として支出さ

た日がある場合にあ れた額)

っては、当該介護に

要する費用として支

出された額が<u>4万6</u>

- の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 改正後の告示の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお 従前の例による。

宮崎県告示第 367号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125 号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

2 一の月に親族又は 月額3万 8,900円

これに準ずる者によし(新たに介護補償

る介護を受けた日が を支給すべき事由

あるとき(その月に が生じた月にあっ

介護に要する費用を ては、介護に要す

支出して介護を受ける費用として支出

た日がある場合にあしされた額)

っては、当該介護に

要する費用として支

出された額が<u>3万8</u>

10 11 17 11	-				宮崎県知	田事 河 野 俊 嗣	嗣		
次の表の改正前の	闌に掲げる規定を同表の改	 改正後の欄に掲げる規	記定に	こ下線で示すように					
	改正前			改正後					
議会の議員その他	非常勤の職員の公務災害	補償等に関する条例	第	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第					
10条の2の規定に基	づき知事が定める金額は	、次の表の左欄に掲	げ	10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に					
る介護を要する状態	(の区分に応じ同表の中欄	に掲げる介護を受け	た	る介護を要する状態	の区分に応じ同表の中欄	に掲げる介護を受け	た		
日の区分ごとにそれ	ぞれ同表の右欄に掲げる	金額とする。		日の区分ごとにそれ	ぞれ同表の右欄に掲げる	金額とする。			
介護を要する状	介護を受けた日の区分	金額		介護を要する状	介護を受けた日の区分	金額			
態の区分				態の区分					
常時介護を要す	1 [略]	その月における介		常時介護を要す	1 [略]	その月における介			
る状態		護に要する費用と		る状態		護に要する費用と			
		して支出された費				して支出された費			
		用の額(その額が				用の額(その額が			
		<u>17万 2,550円</u> を超				<u>17万 7,950円</u> を超			
		えるときは、 <u>17万</u>				えるときは、 <u>17万</u>			
	_2,550円)								
	2 一の月に親族又は 月額7万7,890円				2 一の月に親族又は	月額8万 1,290円			
	これに準ずる者によ	(新たに介護補償			これに準ずる者によ	(新たに介護補償			
	る介護を受けた日が	を支給すべき事由			る介護を受けた日が	を支給すべき事由			
	あるとき(その月に	が生じた月にあっ			あるとき(その月に	が生じた月にあっ			
	介護に要する費用を	ては、介護に要す			介護に要する費用を	ては、介護に要す			
	支出して介護を受け	る費用として支出			支出して介護を受け	る費用として支出			
	た日がある場合にあ	された額)			た日がある場合にあ	された額)			
	っては、当該介護に				っては、当該介護に				
	要する費用として支				要する費用として支				
	出された額が <u>7万7</u>				出された額が <u>8万 1</u>				
	<u>, 890円</u> 以下であると				<u>, 290円</u> 以下であると				
	きに限る。)。				きに限る。)。				
随時介護を要す	1 [略]	その月における介		随時介護を要す	1 [略]	その月における介			
る状態		護に要する費用と		る状態		護に要する費用と			
		して支出された費				して支出された費			
		用の額(その額が				用の額(その額が			
		<u>8万 6,280円</u> を超				8万 8,980円を超			
		えるときは、 <u>8万</u>				えるときは、 <u>8万</u>			
		6,280円)				8,980円)			

令和 6 年 7 月 4 日 (木曜日) 第 523 号

宮崎県公報

	<u>, 900円</u> 以下であると			<u>00円</u> 以下であるとき	Π
	きに限る。)。			に限る。)。	
ш					

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2 の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお 従前の例による。

宮崎県告示第 368号

令和6年宮崎県告示第 139号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについては、令和6年7月31日とする。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	指定地域					
都道府県名	市町村名					
富山県	全域					
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡 津幡町、河北郡内難町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町					

宮崎県告示第 369号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
	国道	219号	児湯郡西米 良村大字板 谷字木之口 386番4地 先から同郡 同村同大字 同字 386番 4地先まで	新	9.0~ 59.1 18.7~ 73.9	103. 2

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月4日から同年同月18日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
ш.,	11 70			02/3/3	() ()	(1,2)
49	県道	北方土	延岡市三須	旧	5. 6 ∼	713. 9
		々呂線	町1245番3		22. 4	
			から同市小			
			野町6291番	新	11.0~	712.9
			1地先まで		43. 5	

宮崎県告示第 371号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月4日から同年同月18日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道距種	各の類	路線名 区 間 新旧の別		敷地の 幅 員 (メートル)	延 (メート	長心		
365	県道	道	宮崎佐 土原西 都自転 車道線	西都市 右松字 405番 先から 同大字 鶴1958 地先ま	長畑 18地 同市 字 3番8	新	4.5~ 11.4 3.9~ 11.5	169	

宮崎県告示第 372号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月4日から同年同月18日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 370号

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
422	県道	有水山 之口停 車場線	都城市山之 口町花木字 下平2373番 3地先から 同市同町同 字峯元2453 番11地先ま で	新	12.8~ 48.2 16.1~ 45.3	505. 2

宮崎県告示第 373号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	政領々	区間	併田門かの期口		
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日		
	国道	219号	児湯郡西米	令和6年7月4日		
			良村大字板			
			谷字木之口			
			386番4地			
			先から同郡			
			同村同大字			
			同字 386番			
			4地先まで			

宮崎県告示第 374号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字板谷字木之口 386 番4地先から同郡同村同大字同字 386 番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年7月4日

宮崎県告示第 375号

道路法(昭和27年法律第 180号)第48条の20第1項の規定により 、歩行者利便増進道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、令和6年7月4日から同年8月3日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

道路の 種 類	路線名	区	間	指定日
県道	宮崎停車場線	目 1377 ら同市村	広島二丁 番地先か 橘通東三 25番地先	令和6年7月4日

宮崎県告示第 376号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた 公金事務について、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項及び第 158条の2第1 項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
使用料、手数料、賃貸料、物品売	地銀ネットワークサービ ス株式会社 株式会社しんきん情報サ	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
払代金、分 担金及び不 動産売払代	ービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンーイレブ	
金のうち知 事が定める もの	ン・ジャパン 株式会社ファミリーマー ト	
	株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社	
	株式会社ローソン ビリングシステム株式会 社	
	PayPay株式会社	

公 誓

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ日南店

日南市吾田東7丁目3830-1外 34筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行 う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 の変更

令和6年5月16日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年7月4日から令和6年8月5日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームプラザナフコ日南店

日南市吾田東7丁目3830-1外 34筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出

荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

令和6年5月16日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年7月4日から令和6年8月5日まで

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、田野町村内地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	石	黒	文	男	宮崎市田野町甲8272番地
理	事	櫻	木	茂	樹	宮崎市田野町甲9736番地
理	事	Щ	越		保	宮崎市田野町甲 10863番地1
理	事	櫻	木	耕	治	宮崎市田野町甲9893番地3
理	事	甲	斐	啓	_	宮崎市吉村町江田原甲 310番地
理	事	河	野	_	郎	宮崎市田野町甲3802番地
理	事	髙	野	晋	治	宮崎市田野町南原3丁目9-22
理	事	曾	地	久	義	宮崎市田野町甲8241番地1
理	事	曽	地	和	憲	宮崎市田野町甲9894番地1
理	事	山/	′上		明	宮崎市田野町甲2975番地10
理	事	田	村	浩	器	宮崎市田野町甲3806番地2
理	事	宮	原	伸	洋	宮崎市田野町甲 10754番地
監	事	森		秀	満	宮崎市田野町甲9902番地1
監	事	井号	手上	幸	博	宮崎市田野町甲 10824番地4
監	事	西		照	雄	宮崎市田野町乙7417番地3

(任期:令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	曾	地	久	義	宮崎市田野町甲8241番地1
理	事	石	黒	長	男	宮崎市田野町甲9899番地2
理	事	Л	越		保	宮崎市田野町甲 10863番地1
理	事	石	黒	文	男	宮崎市田野町甲8272番地
理	事	甲	斐	啓	_	宮崎市吉村町江田原甲 310番地

_							
	理	事	河	野	_	郎	宮崎市田野町甲3802番地
	理	事	髙	野	晋	治	宮崎市田野町南原3丁目9-22
	理	事	櫻	木	耕	治	宮崎市田野町甲9893番地3
	理	事	日	髙	敏	雄	宮崎市田野町甲9905番地ィ号
	理	事	山	′上		明	宮崎市田野町甲2975番地10
	理	事	H	村	浩	器	宮崎市田野町甲3806番地2
	理	事	宮	原	伸	洋	宮崎市田野町甲 10754番地
	監	事	井手	手上	幸	博	宮崎市田野町甲 10824番地 4
	監	事	森		國	俊	宮崎市田野町甲9902番地1

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、田野町鹿村野地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任に ついて次のとおり届出があった。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	野	﨑	忠	治	宮崎市清武町船引4004番地1
理	事	山	本	盛	茂	宮崎市田野町乙 13226番地1
理	事	野	田	孝	_	宮崎市田野町乙8531番地1
理	事	岩	切	_	男	宮崎市清武町船引3990番地1
理	事	野	﨑	重	光	宮崎市清武町船引3744番地38
監	事	大	野	真	治	宮崎市田野町乙 13216番地 2
監	事	貴	島	雄	樹	宮崎市田野町乙 13181番地 1

(任期:令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	野	﨑	忠	治	宮崎市清武町船引4004番地1
理	事	山	本	盛	茂	宮崎市田野町乙 13226番地1
理	事	野	田	孝	_	宮崎市田野町乙8531番地1
理	事	岩	切	_	男	宮崎市清武町船引3990番地1

理	事	野	﨑	重	光	宮崎市清武町船引3744番地38
監	事	野	田	悦	男	宮崎市田野町乙8541番地
監	事	大	野	真	治	宮崎市田野町乙 13216番地 2

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、田野町元野地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任につ いて次のとおり届出があった。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住	所
理	事	津	田	弘	文	宮崎市田野町甲	12308番地3
理	事	板	垣		肇	宮崎市田野町甲	13146番地11
理	事	松	山	善	博	宮崎市田野町甲	12483番地 1
理	事	小	Л	裕	臣	宮崎市田野町甲	12368番地1
理	事	安	田	雅	敏	宮崎市田野町甲	13085番地 4
理	事	内 <i>/</i>	重/	裕-	一朗	宮崎市田野町甲	12086番地
監	事	上	木	昭	典	宮崎市田野町甲	13396番地
監	事	松	山	辰	也	宮崎市田野町甲	12090番地
監	事	Ш	越	功沙	欠郎	宮崎市田野町甲	12281番地3

(任期:令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住	所
理	事	津	田	弘	文	宮崎市田野町甲	12308番地3
理	事	板	垣		肇	宮崎市田野町甲	13146番地11
理	事	松	山	善	博	宮崎市田野町甲	12483番地 1
理	事	蛯	原	健	文	宮崎市田野町甲	12419番地
理	事	安	田	雅	敏	宮崎市田野町甲	13085番地4
理	事	内 <i>i</i>	重	裕-	一朗	宮崎市田野町甲	12086番地
監	事	松	山	辰	也	宮崎市田野町甲	12090番地

令和 6 年 7 月 4 日 (木曜日) 第 523 号

宮崎県公報

監	事	小	Ш	裕	臣	宮崎市田野町甲 12368番地1	
監	事	上	木	昭	典	宮崎市田野町甲 13396番地	

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第84条において準用する同 法第18条第17項の規定により、金丸堰土地改良区連合(新富町)の 役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	土	屋	公	俊	児湯郡新富町大字新田3455番地1
理	事	猪	俣		忠	児湯郡新富町大字新田 11526番地
理	事	原	田	弘	通	西都市現王島96番地
理	事	岩	本	Ξ	芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4
理	事	井	上	喜	仁	児湯郡新富町大字新田2294番地
理	事	鶴	田	定	吉	児湯郡新富町大字下富田1638番地
理	事	西	岡		実	宮崎市佐土原町下田島 14242番地
理	事	青	木	俊	憲	宮崎市佐土原町下田島 982番地1
監	事	齊	藤	隆	文	児湯郡新富町大字新田8264番地
監	事	中	村	光	太	児湯郡新富町大字伊倉1643番地
監	事	落	合		勝	宮崎市佐土原町下田島 11525番地

(任期:令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	土	屋	公	俊	 児湯郡新富町大字新田3455番地1
理	事	猪	俣		忠	児湯郡新富町大字新田 11526番地
理	事	福	井		太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理	事	齋	藤	弘	幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
理	事	原	田	弘	通	西都市現王島96番地

理	事	岩	本	三	芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4
理	事	中	村	光	太	児湯郡新富町大字伊倉1643番地
理	事	井	上	喜	仁	児湯郡新富町大字新田2294番地
監	事	樋			厚	宮崎市佐土原町下田島 21619番地 34
監	事	長	友	万	藏	児湯郡新富町大字下富田1303番地
監	事	齊	藤	隆	文	児湯郡新富町大字新田8264番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号) 第84条において準用する同 法第30条第2項の規定により、金丸堰土地改良区連合(新富町)か ら令和6年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により 長江浦地区県営土地改良事業(えびの市、畑地帯総合整備事業)に 係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年7月4日から令和6年8月2日まで

3 縦覧場所

えびの市農林整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ る。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画 の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に 、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、 この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

漁業法(昭和24年法律第 267号。以下「法」という。)第16条第 1 項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年6月25日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度(令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数量
宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業	12,730トン
宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県南那珂農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
 公共測量(路線測量)
- 2 作業地域

宫崎県日南市大字平野字七迫

3 作業終了日 令和6年5月31日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、都農町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(水準測量、空中写真測量)

2 作業地域

宮崎県児湯郡都農町 福原尾地区

3 作業終了日 令和6年6月12日

教育長訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和6年7月4日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁 各出先機関 各教育機関

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程(平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

火の表の以上削の懶に掲げる規定を回表の以上後の懶に掲げる規定	次の表の以上則の懶に掲げる規定を回表の以上俊の懶に掲げる規定に下線で示すように以上する。						
改正前	改正後						
(体育館使用料及び新体育館使用料)	(体育館使用料等)						
第5条 条例別表第1の体育館使用料及び新体育館使用料は、次の	第5条 条例別表第1の体育館使用料 <u>、新体育館使用料、ライフル</u>						
各号のいずれかに該当するときは、その全額を免除する。	射撃競技場使用料、プール使用料、陸上競技場使用料及び投てき						
	練習場使用料(以下「体育館使用料等」という。) は、次の各号						
	のいずれかに該当するときは、その全額を免除する。						
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]						
	2 体育館使用料等(照明設備及び空調設備に係るものを除く。)						
	は、県の行政施策を補完すると認められる行事に使用するときは						
	<u>、</u> 減免することができる。						
744 - 84							

附目

この訓令は、教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和6年宮崎県条例第41号)の施行の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定中新体育館使用料及びライフル射撃競技場使用料に関する部分並びに同条第2項の改正規定は、公表の日から施行する。

教育委員会公告

教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号) 第5条及び都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15条の3 の規定により、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎 県総合運動公園有料公園施設(以下「県スポーツ施設」という。) の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和6年7月4日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称
 - ア 宮崎県体育館
 - イ 宮崎県ライフル射撃競技場
 - ゥ 宮崎県総合運動公園有料公園施設
- (2) 所在地
 - ア 宮崎市宮崎駅東2丁目4番1
 - イ 宮崎市田野町乙4765番地の1
 - ゥ 宮崎市大字熊野1443番地12ほか
- (3) 設置目的

ア 全国レベルのスポーツ大会に使用される等、本県競技力向 上の中核施設としての役割を担うとともに、県民の体位・体

ないこと。

力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

- イ 本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うととも に、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的とする。 なお、全国レベルのライフル射撃競技大会が可能な県内唯一 の施設である。
- ウ 置県80周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合体育施設であり、全国レベルのスポーツ大会や国際大会など「競技スポーツの拠点」及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 県スポーツ施設の利用に関する業務
- (2) 県スポーツ施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他県スポーツ施設の管理運営に関する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

教育関係の公の施設に関する条例第7条の規定により準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の4、宮崎県体育館管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第24号)第17条、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第25号)第17条、都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15条の6及び都市公園条例施行規則(昭和61年宮崎県規則第13号)第34条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

教育委員会は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を 選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 宮崎県から地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して 2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手 続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の 規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては 、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の 決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がい

- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容等が、県スポーツ施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 施設の管理に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県スポーツ施設指定管理候補者 選定委員会が審査を行い、その後県教育委員会が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番 号0985-26-7247
- (2) 配布期間 令和6年7月4日から令和6年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 提出期間 令和6年8月5日から令和6年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当
- 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号) 第5条の規定により、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投 てき練習場(以下「本施設」という。)の指定管理者の指定の申請 の手続について次のとおり公表する。

令和6年7月4日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的 (1) 名称
 - ア 宮崎県山之口陸上競技場
 - イ 宮崎県山之口投てき練習場
- (2) 所在地 都城市山之口町花木2381番地4
- (3) 設置目的 令和9年 (2027年) に本県で開催する第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」や全国大会等の大規模な公式大会における会場となる県立陸上競技場として、また、機能性・将来性・安全性に優れたスポーツランドみやざきの拠点となり、まちの活性化に寄与する陸上競技場として、都城市と共同で整備され

る施設であり、本県競技力向上の中核施設としての役割を担う とともに県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図る ことを目的とする。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

なお、指定期間の始期は、工期の変動による供用開始時期の変 更等の状況に応じ、変更する場合がある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 本施設の利用に関する業務
- (2) 本施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他本施設の管理運営に関する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

教育関係の公の施設に関する条例第7条の規定により準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の4及び陸上競技場等管理規則(令和6年宮崎県教育委員会規則第9号)第17条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

教育委員会は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を 選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して 2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容等が、本施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

- (5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等を図るものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県スポーツ施設指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県教育委員会が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県教育庁スポーツ振興課施設整備 担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電 話番号0985-44-4716
 - (2) 配布期間 令和6年7月4日から令和6年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を 添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に 限る。)により提出すること。
 - (2) 提出期間 令和6年8月5日から令和6年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県教育庁スポーツ振興課施設整備担当
- 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条 第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する

令和6年7月4日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講習の実施日定員
新規取得講	2号警備業務	令和6年10月4日(金) 30人
習		から同年10月11日(金)
		まで(土曜日及び日曜日
		を除く。)

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれか に該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分

に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に 関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検 定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該 警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 宮崎県技能検定センター 電話0985-58-1570

- 4 受講申込書の提出方法等
- (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務	令和6年8月19日(月)から8月30日(金)
	まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9
	時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての 代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

- (4) 提出書類等
 - ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
 - イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴 書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の 区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警 備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警

備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込み時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境 課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。